

【資料 2】

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動
計画の改定を踏まえた取組方針について

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 改定された緊急行動計画と取組方針等(抜粋)

三陸圏域

緊急行動計画		現在の取組状況	今後の取組方針(予定)	関係資料
改定前	改定後			
(1)関係機関の連携体制				
ア 国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づき協議会を設置	(継続)	H30に法定協議会に移行済み	(取組を継続)	規約
イ	協議会に利水ダム管理者や市町村の高齢者福祉部局、メディア関係者など多様な関係機関の参画	R1.9.5に3圏域合同の第1回岩手地域メディア連携部会を設置済み	規約の改正を行い、協議会に各部会を設置する。各部会では関係機関と調整を図りつつ、取組方針を検討する。	資料3
ウ	土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置し、既設協議会等との連携強化	—	国や関係機関と調整を図りつつ、取組方針を検討する	
(2)円滑かつ迅速な避難のための取組				
①情報伝達、避難計画等に関する事項				
エ 要配慮者利用施設における避難確保:避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施	(継続)	避難確保計画策定の支援を目的に、市町村や施設管理者を対象として講習会等を実施 市町村においても独自に講習会等を実施	(取組を継続) ※浸水想定区域図の指定及び要配慮者利用施設の地域防災計画への位置づけも進める	
オ ホットラインの構築:洪水時における河川管理者からの情報提供等	(継続)	全ての水位周知河川の沿川市町村と河川管理者において、ホットラインを構築済み	(取組を継続)	
カ タイムラインの策定:避難勧告等発令の対象区域、判断基準等のキ 水害危険性の周知促進	(継続)	水位周知河川に指定の河川のうち、20市町村32河川において策定済 今後5年間で指定予定の水位周知河川について「地域の取組方針」に	(取組を継続) (取組を継続)	資料6 資料4
ク	防災施設の機能に関する情報提供:ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知	ダムの効果や機能等については、「森と湖に親しむ旬間」イベント等で一定程度周知	国や関係機関と調整を図りつつ、取組方針を検討する	
②平時からの住民等への周知教育訓練に関する事項				
ケ 浸水想定区域図の作成・公表等	(継続)	今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成・公表の予定を「地域の取組方針」に記載	(取組を継続)	資料4
コ ハザードマップの改良、周知、活用	(継続)	想定最大規模に対応した水害ハザードマップの作成	(取組を継続)	
サ	避難訓練への地域住民の参加促進	住民参加型の避難訓練等の実施状況や今後の予定を共有	(取組を継続) ※国や関係機関と調整を図りつつ、取組方針を検討する	
シ	リスク情報の空白地帯の解消:ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了	塵生ダム下流部の塵生川で浸水想定図の作成に着手 基礎調査を順次実施	(取組を継続) ※他ダム下流部についても順次実施する	
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項				
ス 危機管理型水位計:災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置	(継続)	岩手県内で260河川325箇所設置し運用開始済	(取組を継続)	
セ	簡易型河川監視カメラ:災害時に画像映像によるリアリティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置	通常型カメラについては、29河川31箇所に設置済み。簡易型河川監視カメラについては、県内67河川114カ所に設置工事中。	簡易型河川監視カメラについては、今年度中に運用予定。	資料5
(3)被害軽減の取組				
①水防体制に関する事項				
ソ 重要水防箇所の共同点検:毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検	(継続)	河川管理者と関係者が重要水防箇所を中心に巡視を行っている 水防倉庫の水防資機材等の備蓄を確認している	(取組を継続)	
タ 水防に関する広報の充実:水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討実施	(継続)	毎年5月に水防活動に関する住民等の理解を深める目的を含む水防月間を実施し、ポスターやパンフレットを配布 H30.8月に水防活動の広報マニュアルを関係機関へ周知	(取組を継続)	
②多様な主体による被害軽減対策に関する事項				
チ 市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達:各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制方法について検討	(継続)	雨量水位情報をシステムやホットラインで情報提供している 各市町村において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等への情報伝達体制・方法等について確認を行うこととしている	(取組を継続)	
ツ	民間企業における水害対応版BCPの策定を推進	—	規約の改正を行い、協議会に各部会を設置する。各部会では関係機関と調整を図りつつ、取組方針を検討する。	
(5)防災施設の整備等				
テ 堤防等河川管理施設の整備:国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施	(継続)	中小河川緊急治水対策プロジェクトで順次整備を実施	(取組を継続)	
ト	土砂洪水氾濫への対策:人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地、河道断面の拡大等の整備	砂防堰堤の整備を実施 (防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策)	(取組を継続)	
ナ	多数の家屋や重要施設等の保全対策:樹木伐採、河道掘削等を実施	県管理河川において河道掘削、立ち木伐採を計画的に実施 (防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策)	(取組を継続)	
ニ	重要インフラの機能確保:インフラライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備等	急傾斜対策、砂防堰堤の整備を実施 (防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策)	(取組を継続)	